《№1》

【Q】　生活介護の時間区分による基本報酬は、どのように算定しますか？

1. 個別支援計画における標準的な時間に基づき算定します。

個別支援計画と実際の提供時間が異なる場合は、下記のように取扱います。
なお、個別支援計画に位置づけられた標準的な時間と実際のサービス提供時間が合致しない状況が続く場合には、個別支援計画の見直しを検討する必要があります。

* 当日の道路状況や天候、本人の心身の状況など、やむを得ない事情により、実際の所要時間が個別支援計画における標準的な時間よりも短くなった場合
→個別支援計画における標準的な時間に基づき算定
* 実際の所要時間が、居宅においてその介護を行う者等の就業その他の理由により、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間よりも長い時間に及ぶ場合であって、日常生活上の世話を行う場合
→実際に要した時間に応じた報酬単価を算定

＜実績記録票について＞

* 開始時間及び終了時間：従来どおり、実際のサービス提供時間を記載します。
* 算定時間数：生活介護の配慮規定に該当する時間も含め個別支援計画における支援の標準的な提供時間等の欄に記載した標準的な時間を記載します。

＜個別支援計画における標準的な時間について＞
個別支援計画における標準的な時間は、サービス提供時間に下記生活介護の配慮規定に該当する時間を加えた合計の時間です。（原則として、送迎に要する時間は含まれません。）
　なお、令和６年４月から生活介護計画の見直しまでの間は、前月の支援実績等や、本人の利用意向の確認を行うことにより、標準的な時間を見込みます。

【生活介護の配慮規定】

|  |  |
| --- | --- |
| 条件 | 加えることができる時間 |
| 利用者が必要とするサービスを提供する事業所が当該利用者の居住する地域にない場合等であって、送迎に要する時間が往復３時間以上（※1）となる場合 | １時間 |
| 医療的ケアスコアに該当する者、重症心身障害者、行動関連項目の合計点数が 10 点以上である者、盲ろう者等であって、障害特性等に起因するやむを得ない理由（※2）により、利用時間が短時間（サービス提供時間が６時間未満）にならざるを得ない利用者 | 日々のサービス利用前の受け入れのための準備やサービス利用後における翌日の受け入れのための申し送り事項の整理、主治医への伝達事項の整理などに実際に要した時間（１日２時間以内を限度とする） |
| 送迎時に実施した居宅内での介助等（着替え、ベッド・車椅子への移乗、戸締り等）に要する時間 | 生活介護計画に位置付けた時間（１日１時間以内を限度とする） |

※1　片道…送迎車両等が事業所を出発してから戻ってくるまでに要した時間
　　  往復…往路（片道）と復路（片道）の送迎に要する時間の合計
※2　利用者やその家族の意向等が十分に勘案された上で、サービス担当者会議において検討され、サービス等利用計画等に位置付けられていることが前提

【参考資料】

* 厚生労働省　[障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（最終改正　令和6年3月29日）](https://www.nic-fs.co.jp/users/mypage/document/download/993/R060415_R060329_H181031001_001245250.pdf) P.114～P.116
* 厚生労働省　[令和06年04月05日付　令和６年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するＱ＆Ａ VOL.２ 問21](https://www.nic-fs.co.jp/users/mypage/mhlwfaq/1657/detail)、[22](https://www.nic-fs.co.jp/users/mypage/mhlwfaq/1656/detail)